

## 第41回ふるさと時代祭り（ハ朔祭）

### 都留市観光協会企画「宵祭りマルシェ」 出店要領

#### 1. 開催日時

令和7年9月6日（土）午後3時30分～午後8時30分（5時間の開催予定）

※午後8時より打上花火を予定しております。

会場のライトを消灯しますが、各店舗のライト消灯までは強制いたしません。

お客様の安全面へのご配慮お願いいたします。

#### 2. 会場

谷村第一小学校校庭（都留市上谷1-1-2）

#### 3. 内容（予定）

##### （1）マルシェコーナー

キッチンカー、物品販売、ボランティア団体・個人等の展示、体験ブースなど

##### （2）ステージイベントなど

ふるさと時代祭り実行委員会、都留市観光協会 他

#### 4. テントの配置

テントの配置および出店テントの小間割は、主催者において決定します。

個別対応はいたしません。

#### 5. 出店の申込

令和7年7月31日（木）17時までに事務局までお申込みください。

申込に必要な資料は、「6. 提出書類」をご確認ください。

【申込方法】①～④のいずれかの方法でお申し込みください。

①下記事務局住所へ郵送

②メール（下記事務局アドレス宛）へ添付

③LINE へ写真等を添付して送付

④ファックスにて下記事務局番号へ送付

＜申込先＞宵祭りマルシェ事務局（有）三洋

住所：〒402-0051 山梨県都留市下谷3-2-3

TEL：0554-43-0525 FAX：0554-43-0366

Mail：[sanyo@eps1.comlink.ne.jp](mailto:sanyo@eps1.comlink.ne.jp)



##### （1）出店者の決定基準について

- ・都留市観光協会会員及び市内に所在する事業者、団体及び居住する者による出店を最優先とします。

- ・都留市以外の出店は、富士・東部地域（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村）に所在する事業者、団体及び居住する者による出店に限定します。

(2) 出店負担金について

- A) 都留市観光協会会員 1,000 円
- B) 都留市観光協会会員以外の事業者、団体及び居住する者 3,000 円  
※販売行為を行わない場合、出店料は 1,000 円とします。
- C) 会場内の発電機の借用を希望する場合 2,000 円  
※発電機の借用にかかる負担金は、出店料とは別に徴収します。
- D) ふるさと時代祭り実行委員会に所属する団体 免除（無料）  
※出店負担金は、イベント当日に現金で事務局が徴収します。

(3) 出品物について

- ・当日は、会場外で露店の出店があるため、露店出店者と同一の出品物を販売する場合は、露店出店者と販売価格を揃えていただきます。なお、詳細については、追って事務局より各出店者に指示いたします。
- ・飲食物（飲物を除く。）を販売する場合は、2品までとします。

(4) 賠償責任保険について

主催者の責に起因する事故等の発生に備えた賠償責任保険への加入については、ふるさと祭り実行委員会において加入しますが、出店者の責に起因する事故、食中毒等の発生に備えた損害賠償保険等への加入については、出店者において対応してください。

## 6. 提出書類

出店申込みの際に、該当する書類を必ず提出してください。

- (1) 出店申込書（必須） 別紙 1
- (2) 出店調査票（必須） 様式 1
- (3) 販売品目一覧表（食品又は商品を販売する者） 様式 2
- (4) 提供食品の概要書（食品を提供する者） 様式 3
- (5) テント内平面図（食品を提供する者、火器・発電機等を使用する者） 様式 4
- (6) 暴力団関与のない旨の誓約書兼承諾書（必須） 様式 5
- (7) 身分証明書（運転免許証等）のカラーコピー（代表者および従事者全員分）

※販売を行う場合のみ提出

**（警察署への照会に必要なため、代表者および従事者全員分を必ず提出してください。）**

- (8) 車検証のコピー（車で販売行為を行う者）
- (9) 営業許可を受けていることを証明できる書類の写し（食品を提供する者）

※都留市観光協会への入会を希望する方は、様式 6「都留市観光協会（会員・特別会員）入会届」も合わせてご提出ください。（任意）

## 7. 出店に伴う官公署への許認可

### (1) 保健所

食品販売に伴い、試飲・試食や飲食の提供などを行う場合は、提出書類の《**様式2、様式3、様式4**》をご提出ください。事務局でとりまとめ後、保健所に提出いたします。また、下記指導指針に沿って、保健所より指導を受ける場合もございますのでご了承ください。

山梨県「イベント等における食品取扱いの指導指針」参照

[https://www.pref.yamanashi.jp/documents/8003/ibento\\_shishin.pdf](https://www.pref.yamanashi.jp/documents/8003/ibento_shishin.pdf)

### (2) 消防署

火器・発電機等を使用する方は《**別紙1**》に必ずご記載いただき、《**様式4**》の提出を併せてお願いいたします。事務局にてとりまとめ後、連絡先と配置を消防署に報告いたします。

当日、マルシェ開始時間に都留消防署員の立会検査が入りますので、必ず消火器のご用意をお願いいたします。

## 8. 法令の遵守

出店にあたっては、適用される法律等を必ず遵守して下さい。法律等を守らない場合は、出店をご遠慮いただきます。

(適用法律) 食品衛生法・酒税法・不当景品類及び不当表示防止法・不正競争防止法・

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 など

## 9. ゴミの処理

出店に伴うゴミは、出店者において必ずお持ち帰りください。また、販売終了後に出店者全員で校庭内のゴミ拾いを行います。校庭内の清掃にご協力ください。

## 10. 飲食の提供

会場において飲食物を提供する出店者は、次の事項を必ず遵守してください。

- (1) 出店場所の衛生に留意し、周囲の汚れを防止してください。
- (2) ゴミ袋を持参し、会場で出たごみを持ち帰ってください。
- (3) 排水溝に油類、固形物、残飯等を絶対に流さないでください。
- (4) 爪楊枝は使用禁止とします。(校庭に落ちた場合、拾い集めることが困難なため)
- (5) ガラス瓶の飲料(ラムネ等)は販売禁止とします。(ガラス瓶の破損等によりガラスが散乱し、校庭の使用に支障が生じる危険性があるため)
- (6) 食中毒予防の為、食品の保管には十分に注意して下さい。

下記山梨県の指導指針をよく理解し、美味しく食べられる状態での提供をお願いいたします。

山梨県「イベント等における食品取扱いの指導指針」参照

[https://www.pref.yamanashi.jp/documents/8003/ibento\\_shishin.pdf](https://www.pref.yamanashi.jp/documents/8003/ibento_shishin.pdf)

## (7) 酒類について

「会場にてコップに注ぐ」行為は、酒類販売免許不要です。

《ケース別の判断》

|        |                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------|
| ビール    | ビールサーバーからの提供→○（免許不要）                                        |
| 缶チューハイ | ①缶の蓋を開けて販売→○<br>②缶からコップに注いで販売→○<br>③蓋を開けずに持ち帰れる状態で販売→×（免許要） |
| カクテル   | コップに注いで作って販売→○                                              |
| 水割り等   | コップに注いで作って販売→○                                              |

## 1 1. 火気の使用

火気を使用する出店者につきましては、各自、消火器（小型のものでも可）をご用意ください。また、火気使用器具設置の際は、以下の点にお気を付け下さい。出店当日、消防署の検査が入ります。

- (1) 火気使用器具は、引火性のある物品から 15 cm以上離して設置し、常に周囲の整理を心掛けてください。
- (2) 地震等により、安易に転倒しないように設置してください。
- (3) ホースは適切な長さで使用し、接続部分をホースバンド等で締め付けてください。
- (4) ガスボンベの転倒がないよう、必ず固定してください。
- (5) コンロ等をテーブル等の上に置く場合は、防災クロスやアルミホイル等を敷いて延焼しないよう配慮してください。
- (6) その他、火気使用器具の取り扱いには十分注意してください。

## 1 2. 駐車場

後日、駐車券を配布しますので、決められた駐車場に奥から詰めて駐車してください。なお、駐車の際は駐車券を車両のダッシュボードに外から見えるように置いてください。

来場者駐車場（市役所前駐車場）への駐車は厳禁です。違反が見られた出店者については、以後の出店を許可しません。

## 1 3. 搬入・搬出

- (1) 搬入時間 午後1時30分～午後3時30分

※ 午後3時までに車両の移動を完了してください。

- (2) 搬出時間 午後8時30分～

搬出が終了しても、校庭前面道路の交通規制解除（午後9時予想）までは道路に出られません。途中退出したい方は、校庭駐車場に車は停めず、ご自分で周辺駐車場を確保してください。（来場者用駐車場には駐車禁止）

## 14. その他

### (1) 学校施設の保護

会場は、谷村第一小学校児童が学校生活で使用しているものをお借りしています。イベント後の学校運営に支障がないよう、大切に扱ってください。

### (2) 歩き売りの禁止

商品をテントから持ち出して巡回しながらの販売は、来場のお客様および他の店舗の迷惑になりますので、行わないでください。

### (3) 喫煙の禁止

小学校敷地内は全面禁煙です。会場内での喫煙は一切禁止します。

### (4) 荒天時の中止の場合

台風など、あらかじめ荒天が想定される場合は、開催前日 9 月 5 日（金）12 時に開催の可否について判断し、代表者に連絡いたします。

当日 9 月 6 日（土）朝降雨の場合は、朝 6 時に開催の可否について判断し、代表者に連絡いたします。

不明な点がありましたら、事務局までお問合せください。

＜事務局＞宵祭りマルシェ事務局（有）三洋

住所：〒402-0051 山梨県都留市下谷 3-2-3

TEL：0554-43-0525 FAX：0554-43-0366

Mail：[sanyo@eps1.comlink.ne.jp](mailto:sanyo@eps1.comlink.ne.jp)



＜企画＞都留市観光協会（事務局：都留市役所産業課内）

住所：〒402-8501 山梨県都留市上谷 1-1-1

TEL：0554-43-1111 FAX：0554-43-5049

Mail：[kankou@city.tsuru.lg.jp](mailto:kankou@city.tsuru.lg.jp)